

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月25日

福岡県条例第59号

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用及び法第十九条第十一号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第三条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事その他の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事その他の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第四条 法第十九条第十一号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる執行機関が、同表の第三欄に掲げる執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供する場合とする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項（別表第一及び別表第二に係る部分に限る。）、第二項及び第四項、第四条並びに別表第一から別表第三までの規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成二十八年規則第三十二号で平成二十八年四月一日から施行)

附 則（平成二十八年条例第五十二号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十九年条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年条例第四十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第三十九号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年条例第六号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

別表第一（第三条関係）

執行機関	事務
一 知事	福岡県私立高校生等奨学給付金（規則で定める給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二 知事	福岡県私立高等学校等学び直し支援金（規則で定める支援金をいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
三 知事	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金（規則で定める支援金をいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
四 知事	行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
五 知事	福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和四十九年福岡県条例第五十二号）による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
六 知事	福岡県高校生等奨学給付金（規則で定める給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
七 教育委員会	福岡県立学校授業料等徴収条例（昭和二十七年福岡県条例第十四号）による福岡県立学校の授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
八 教育委員会	福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例（昭和三十四年福岡県条例第二十一号）による福岡県立高等学校の通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
九 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
一〇 教育委員会	高等学校等学び直し支援金（規則で定める支援金をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
一一 教育委員会	福岡県立高等学校専攻科修学支援金（規則で定める支援金をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	福岡県私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

二 知事	福岡県私立高等学校等学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
三 知事	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
四 知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
五 知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
六 知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
七 知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
八 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

		外国人保護関係情報 であって規則で定め るもの
九 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴 収金の徴収に関する事務であって規則で定め るもの	感染症の予防及び感 染症の患者に対する 医療に関する法律 (平成十年法律第百 十四号)による費用 の負担又は療養費の 支給に関する情報で あって規則で定める もの
		身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律 第二百八十三号)に よる身体障害者手帳 又は精神保健及び精 神障害者福祉に関す る法律による精神障 害者保健福祉手帳に 関する情報であって 規則で定めるもの
		療育手帳に関する情 報であって規則で定 めるもの
		外国人保護関係情報 であって規則で定め るもの
		公営住宅法(昭和二 十六年法律第百九十 三号)による公営住

		<p>宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>一〇 知事</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>

<p>一一 知事</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>一二 知事</p>	<p>行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって</p>

	規則で定めるもの
	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
一三 知事	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
一四 知事	福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	福岡県私立高校生等奨学給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
一五 教育委員会	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
		特別支援学校等への

		就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの
一六 教育委員会	高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
一七 教育委員会	福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第三（第四条関係）

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
一 知事	福岡県私立高等学校等学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
二 知事	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

三 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの
四 知事	行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの
五 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
六 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	知事	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
七 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経	知事	外国人保護関係情報であって規則で定め

	費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの		るもの
八 教育委員会	高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	福岡県私立高等学校等学び直し支援金の交付に関する情報であって規則で定めるもの
九 教育委員会	福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する情報であって規則で定めるもの